## 行政手続法適用

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処	分 名	養護受託申出の決定
根拠沿	去令及び条項	老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)第1条の7
所管部課名		福祉部 高齢福祉課
	関係法令等及 び条項	多治見市老人福祉法施行細則(昭和59年規則第38号)第4条第 2項
審		多治見市老人福祉法施行細則第4条第2項に定めるところに よる。
查		第4条第2項 社会福祉事務所長は、前項の養護受託申出書の 提出を受けたときは、申出者を養護受託者とすることの適否 を審査し、養護受託者とすることを適当と認めた者について
基	は、養護受託者登録簿に独立を表して、表して、養護受託者とする。	は、養護受託者登録簿に登録するとともに養護受託者決定通 知書を、養護受託者とすることを不適当と認めた者について は、養護受託申出却下通知書をそれぞれ当該申出者に送付し
準		なければならない。
	設定年月日	平成9年4月1日 最終変更年月日
標準処理期間	標準処理期間	総日数 28日程度(注:休日は含まない。)
	内 訳	経由機関 日(機関名   協議機関 日(機関名   処分機関 28 日
	設定年月日	平成9年4月1日 最終変更年月日
備	考	